

## 規制改革推進のための3か年計画目次

共通的事項	1
重点計画事項	
1 横断的制度	9
2 官業改革	16
3 教育・研究	28
4 IT・エネルギー・運輸	39
5 住宅・土地	52
6 福祉・保育・介護	60
7 医療	63
8 生活・環境・流通	73
9 国際経済連携	75
10 基準認証・法務・資格	89
11 競争政策・金融	97
12 農林水産業	111
13 地域産業振興・国と地方	126
14 労働	135
15 雇用・就労	137
措置事項	
1 「規制改革集中受付月間」関係	139
2 官業改革関係	
ア 施設等の整備・管理・運営等	140
イ 検査・登録・資格試験等	150
ウ 調査・研究、研修等	153
エ 給付、徴収等	155
オ その他	156
3 基本ルール関係	
ア 規制に関する手続の見直し	160
イ その他	174
4 地域産業振興関係	
ア 地域活性化	175
イ 国の過剰関与の問題	177
ウ 地方ごとに異なる規制等の問題	178

エ	その他	180
5	IT関係	
ア	情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進	182
イ	電気通信事業における公正競争の促進	184
ウ	IT利活用の推進	188
6	競争政策関係	
ア	独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化	194
イ	公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化	195
ウ	専門分野に関するエンフォースメントの強化	199
エ	政府調達制度の見直し	199
7	法務関係	
ア	国民が利用しやすい司法制度の実現	205
イ	我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備	209
ウ	国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備	210
8	金融関係	
ア	金融横断分野	219
イ	預金取扱金融機関	219
ウ	金融商品取引業	226
エ	保険	232
オ	企業年金・その他	236
9	教育・研究関係	
ア	教育主体等	238
イ	初等・中等教育	239
ウ	高等教育	243
エ	研究開発等	245
10	医療関係	
ア	情報	255
イ	IT化、事務効率化	257
ウ	保険者、保険運営、審査支払等	261
エ	診療報酬	265
オ	経営の近代化等	267
カ	医薬品・医療材料、承認審査等	269
キ	教育、臨床研修、資格、派遣等	272
ク	その他（医療計画、救急医療、小児医療、 医療事故対策等）	275
11	福祉・保育等関係	
ア	介護	278
イ	保育	279
ウ	両立支援	282

工	障害者施策	283
12	雇用・労働関係	
ア	円滑な労働移動を可能とする規制改革	284
イ	就労形態の多様化を可能とする規制改革	284
ウ	新しい労働者像に応じた制度改革	284
エ	就労の促進・再チャレンジの支援	285
オ	その他	285
13	農林水産業関係	
ア	担い手、農地政策	286
イ	農協、農業金融、農業共済等	289
ウ	農業経営者の創意工夫を活かした経営発展の促進等	295
エ	その他	301
14	流通・サービス業関係	
ア	医薬品等	304
イ	その他	304
15	エネルギー関係	
ア	電気事業	305
イ	ガス事業	308
ウ	その他	311
16	住宅・土地関係	
ア	住宅・土地	314
イ	公共施設・サービス等の民間開放の促進	331
ウ	その他	331
17	運輸関係	
ア	自動車交通等	334
イ	航空	337
ウ	港湾・輸出入通関手続	342
エ	その他	346
18	環境関係	
ア	リサイクル・廃棄物	347
イ	地球温暖化	350
ウ	ヒートアイランド	352
エ	その他	353
19	危険物・保安関係	
ア	高圧ガス保安法関係	354
イ	労働安全衛生法関係	354
ウ	消防法関係	355
エ	その他	356

20	基準認証等関係	
	ア 共通的な指針に基づく見直し	357
	イ その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）	359
21	資格制度関係	360

(別表1)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成18年11月30日規制改革・民間開放推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項に関する フォローアップ結果	363
(別表2)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成19年2月23日規制改革推進本部決定） における「別表」に掲げられた規制改革事項	366
(別表3)	「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」 （平成18年11月30日規制改革・民間開放推進本部決定 及び平成19年2月23日規制改革推進本部決定）の対象 とならなかったものの「検討」等を行うとされた事項	369
(別表4)	「構造改革特区の第9次提案に対する政府の対応方針」 （平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定） における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な 規制改革事項」に関するフォローアップ結果	371
(別表5)	「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の 対応方針」(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定) における「全国で実施することが時期、内容とも に明確な規制改革事項」に関するフォローアップ結果	376
(別表6)	「構造改革特区の第10次提案に対する政府の対応方針」 （平成19年2月28日構造改革特別区域推進本部決定） における「全国で実施することが時期、内容ともに 明確な規制改革事項」	378

- (注1) 本計画は、平成19年6月22日時点を措置状況の判断基準にしている。
- (注2) 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(平成19年12月25日)の「具体的施策」及び規制改革会議による「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日)の「具体的施策」を整理し、「重点計画事項」として列記している。なお、は、各関連事項も含めて措置内容を記述している等のため、当該における措置事項と記述内容が必ずしも一致しない場合がある。
- (注3) における各措置内容の後に付記した括弧書き(例:(運輸ア)等)は、における掲載箇所を示している。
- (注4) における「前計画等との関係」欄では、各個別事項と、「規制改革推進・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)(=「計画」)、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)(=「旧計画」)、「重点計画事項」(=「重点」)等との対応関係を明らかにし、該当する分野名(略称で記載)及びその記載箇所を明示している。